

○津山市斎場条例

平成23年3月24日

津山市条例第9号

改正 平成23年12月20日条例第29号

平成24年6月26日条例第28号

平成25年12月25日条例第51号

平成27年7月7日条例第33号

平成31年3月19日条例第5号

(一部未施行)

津山市斎場条例（昭和48年津山市条例第33号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づく火葬の施設として、津山市斎場（以下「斎場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津山市総合斎場	津山市小田中1115番地
津山市加茂町斎場	津山市加茂町字野2200番地1

(斎場の管理)

第3条 斎場の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第5条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬及びこれに付随する業務
- (2) 斎場の施設又は設備の維持管理に関する業務
- (3) 第12条の規定による入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の運営に関する業務のうち、市長のみが行うことができる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条、第7条及び第12条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(使用時間等)

第6条 斎場の使用時間及びひつぎの受入時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(休場日)

第7条 斎場の休場日は、1月1日から1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(使用の許可)

第8条 斎場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、斎場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 斎場の施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第9条 前条第1項の規定により、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に規定する額を使用料として前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長において、やむを得ない事情があると認めたときは、使用料の納付を葬儀執行の翌日まで猶予することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において、やむを得ないと認めたときは、全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、使用者がその使用料を納付することができない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対して使用を制限し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 第8条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 災害その他の事故により使用できなくなったとき。

2 前項に規定する処分によって、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 使用者その他の施設を使用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
- (2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(原状回復義務)

第14条 使用者は、斎場の使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第11条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市斎場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、施行日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成23年12月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年6月26日条例第28号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成25年12月25日条例第51号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の津山市斎場条例別表第2の規定は、平成26年4月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成27年7月7日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第11条第1項及び第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の津山市斎場条例別表第2の規定は、平成27年10月1日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月19日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第11条第2項、第13条及び第14条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 津山市総合斎場

区分		使用時間	受入時間
火葬場		9時から18時まで	10時から16時まで
告別式場	告別式	午前の部	9時から17時まで
		午後の部	
	通夜	17時から翌日9時まで	
霊安室		終日	9時から17時まで

2 津山市加茂町斎場

区分		使用時間	受入時間
火葬場		9時から17時まで	10時から15時まで
告別式場	告別式	午前の部	9時から17時まで
		午後の部	
	通夜	17時から翌日9時まで	
霊きゅう車		8時30分から17時まで	

備考 告別式場は、食事の場に使用することができない。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 当日他に火葬又は告別式場の使用申込みがないとき。
- (2) 他に場所を求めることができないと認めるとき。

別表第2（第9条関係）

1 津山市総合斎場

種別		単位	金額		
			市内	市外	
火葬等	大人	1体	13,000円	50,000円	
	小人	1体	7,800円	33,000円	
	死産児	1胎	6,500円	22,000円	
	その他	1件	2,370円	10,800円	
告別式場	第1	昼間	1回	11,120円	22,240円
		夜間	1回	16,680円	33,370円
	第2	昼間	1回	8,890円	17,790円
		夜間	1回	8,890円	17,790円
和室	昼間	1室 1回	5,560円	11,120円	
	夜間	1室 1回	8,340円	16,680円	
霊安室	24時間以内	1体	1,050円	2,110円	
	超過使用料	1時間	50円	100円	
祭壇等備品一式	告別式場	第1	1回	26,480円	52,960円
		第2	1回	10,590円	21,180円
	和室	1回	15,890円	31,780円	

備考

- 1 小人とは、満12歳以下の者をいう。
- 2 その他とは、身体の一部、後産及びこれに付随する汚物をいう。
- 3 市内とは、死亡者（死産児については、その父又は母）が死亡時に津山市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、市外とは、市内以外の場合をいう。
- 4 昼間の使用1回とは、9時から13時まで又は13時から17時までを単位とし、夜間の使用1回とは、17時から翌日9時までを単位とする。
- 5 超過使用料とは、24時間を超えて使用した時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）1時間当たりの使用料の額をいう。

2 津山市加茂町斎場

種別		単位	金額	
			市内	市外
火葬等	大人	1体	13,000円	50,000円
	小人	1体	7,800円	33,000円
告別式場	昼間	1回	5,560円	11,120円
	夜間	1回	8,340円	16,680円
祭壇		1回	16,680円	33,370円
霊きゅう車	10kmまで	1回	10,590円	
	10kmを超えると き	1回	12,710円	

備考

- 1 小人とは、満12歳以下の者をいう。
- 2 市内とは、死亡者が死亡時に津山市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、市外とは、市内以外の場合をいう。
- 3 昼間の使用1回とは、9時から13時まで又は13時から17時までを単位とし、夜間の使用1回とは、17時から翌日9時までを単位とする。
- 4 霊きゅう車の運行区域は、津山市加茂町及び阿波の区域内とする。

市加入保険の概要

【加入対象施設】 津山市総合斎場

1) 火災保険等

(保険の名称) 建物総合損害共済

(保険の適用範囲) 火災、落雷、風・水・雪災等

(免責事項) 損害額 5万円未満の事案、ほか *別紙資料参照

(共済責任額) 津山市総合斎場 71,667万円 (R1.6.1~R2.5.31)

2) 賠償補償保険

(保険の名称) 市民総合賠償補償保険

(保険の種類及び支払限度額)

賠償責任保険

【支払限度額】 *自然災害は除く

①身体事故について

1名につき 1億円

1事故について 10億円

②財物事故について

1事故について 2,000万円

補償保険

【支払限度額】

①死亡・後遺障害保険金

死亡について 100万円

後遺障害について 程度に応じて死亡保険金額の4%~100%

②入院補償保険金

入院日数に応じて1万円~15万円

③通院補償保険金

通院日数に応じて1万円~6万円

(通院6日目から支払対象)

指定管理者が行う自主事業は保険の適用外